

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）

改正

現行

<p>(用語の定義)                  第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。                  一 一の三（略）                  二 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。                  三 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。                  四 一の三（略）                  五 一の三（略）</p>	<p>(用語の定義)                  第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。                  一 一の三（略）                  二 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。                  三 一の三（略）                  四 一の三（略）                  五 一の三（略）</p>
<p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項及び第十八条第二項から第四項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないために破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合には、この限りでない。</p>	<p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項及び第十八条第二項から第四項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないために破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合には、この限りでない。</p>
<p>第十七条 高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。                  2 (略)                  3 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高压ガスをいう。）を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車、車両総重量が二・八トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びひそりを有する軽自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、燃料漏れ防止に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p>	<p>第十七条 高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。                  2 (略)</p>
<p>(電気装置)                  第十七条の二 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそ</p>	<p>第十七条の二 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそ</p>

<p>2 燃料電池自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>れないものとして、取付装置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p>
---	--